

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員の任命について(案)

令和 3 年 5 月 1 2 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、別紙 1 に掲げる者を原子炉安全専門審査会の審査委員に、同法第 19 条第 2 項において準用する同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、別紙 2 に掲げる者を核燃料安全専門審査会の審査委員に、それぞれ任命することとする。

原子炉安全専門審査会審査委員

うちやま 内山	まゆき 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
おおいがわ 大井川	ひろゆき 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事 原子力科学研究部門長 兼 安全研究・防災支援部門長
おがわ 小川	やすお 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授 同センター センター長
かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 専任教授
かんだ 神田	れいこ 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 副所長
こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪府立大学大学院理学系研究科 准教授
せきむら 関村	なおと 直人	国立大学法人東京大学 副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
たかだ 高田	つよし 毅士	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
たかはし 高橋	まこと 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
ながい 永井	やすよし 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長
なかがわ 中川	としこ 聡子	東京都市大学 名誉教授
なかじま 中島	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
にしざわ 西澤	まりこ 真理子	株式会社リテラシー（リテラジャパン） 代表取締役
ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授

ほうはら 芳原	しんや 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授
まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
まるやま 丸山	ゆう 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
みやまち 宮町	ひろき 宏樹	国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授
むた 牟田	ひとし 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科 准教授
むらまつ 村松	けん 健	東京都市大学理工学部 客員教授
やまおか 山岡	こうしゅん 耕春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授
よしだ 吉田	ひろこ 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授
よしはし 吉橋	さちこ 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設 准教授
よねおか 米岡	ゆうこ 優子	前 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長

合計25名（敬称略、50音順）

は、新任

は、再任（任期は令和3年6月30日まで）

無印は、任期中（今回の任命対象ではない）

は、核燃料安全専門審査会審査委員の兼任を示す。

新任予定者、再任予定者の発令日は、令和3年7月1日を予定している。

核燃料安全専門審査会審査委員

うねさき 宇根崎	ひろのぶ 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
えのきだ 榎田	よういち 洋一	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授
おがわ 小川	やすお 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授 同センター センター長
かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 専任教授
きりしま 桐島	あきら 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授
くろさき 黒崎	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪府立大学大学院理学系研究科 准教授
すみ 角	みなこ 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科 部長
たかぎ 高木	いくじ 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
たかだ 高田	つよし 毅士	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
なかむら 中村	たけひこ 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 副部門長 兼 安全研究センター センター長
にしざわ 西澤	まりこ 真理子	株式会社リテラシー（リテラジャパン） 代表取締役
ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授

みやまち 宮町	ひろき 宏樹	国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授
やまおか 山岡	こうしゅん 耕 春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授
やまもと 山本	あきお 章夫	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授
よしだ 吉田	ひろこ 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 准教授
よしはし 吉橋	さちこ 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設 准教授

合計 20 名 (敬称略、50 音順)

は、新任
は、再任 (任期は令和 3 年 6 月 30 日まで)
無印は、任期中 (今回の任命対象ではない)
は、原子炉安全専門審査会審査委員の兼任を示す。
新任予定者、再任予定者の発令日は、令和 3 年 7 月 1 日を予定している。

原子炉安全専門審査会審査委員候補者略歴

令和 3 年 5 月 1 2 日
原子力規制庁

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
<p>こすが あつこ 小菅 厚子 (44 歳)</p> <p>・原子力以外の 産業における 安全</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学大 学院理学系研究科 准教授</p>	<p>2002 年 (株)村田製作所 正社員</p> <p>2003 年 大阪大学大学院工学研究科 COE 特任教員</p> <p>2007 年 日本学術振興会特別研究員 (PD)</p> <p>2010 年 大阪府立大学 21 世紀科学研 究機構 特別講師</p> <p>2017 年 現職</p>

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
にしざわ まりこ 西澤 真理子 (52歳) ・人的、組織的 要因(ヒュー マンファクタ ー、品質保証 等)	株式会社リテラシー(リテラ ジャパン)代表取締役	1994年 テュフ ラインランドジャパ ン株式会社 製品安全コン サルタント 2000年 ドイツ・バーデンビュルテン ブルク州技術アセスメント センター客員研究員(ドイツ 学術交流会(DAAD)国費博士 奨学生)
	(他組織委員等) 2008年～ 総務省 生体電磁 環境に関する検討 会委員会 委員 2009年～ 電力中央研究所 研究倫理委員会委 員 2013年～ 厚生労働省 薬 事・食品衛生審議 会医療機器・再生 医療等製品安全対 策部会委員 2015年～ 科学技術振興機構 大学発ベンチャー プログラム評価委 員 2017年～ 日本学術会議連携 委員	2002年 アレクサンダー・フォン・フ ンボルト財団 PD 国費研究員 2004年 シュトゥットガルト大学社 会学部環境技術社会学科 プロジェクトリーダー 2006年 現職 2011年 福島県飯舘村アドバイザー・ 村民復興会議メンバー 2016年 IAEA(国際原子力機関)パブ リックコミュニケーション・ コンサルタント 2018年 IAEA パブリックコミュニケ ーション・コンサルタント

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
まるやま ゆう 丸山 結 (60歳) ・原子炉	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター副センター長	1986年 日本原子力研究所入所 1990年 米国サンディア国立研究所駐在(18ヶ月) 2001年 原子力発電技術機構出向(30ヶ月) 2005年 原子力安全・保安院出向(6ヶ月) 2012年 日本原子力研究開発機構 安全研究センター リスク評価・防災研究グループ グループリーダー 2014年 同機構 安全研究センター リスク評価研究ユニット ユニット長 2018年 現職
	(他組織委員等) 2013年～ 原子力学会 標準委員会 リスク専門部会委員 2014年～ OECD/NEA/CSNI リスク評価ワーキンググループ委員 2015年～ 原子力規制庁 緊急事態応急対策委員	(他組織委員等) 2013～2016年 原子力規制庁 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会委員 2015～2016年 内閣府 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会委員 2019～2020年 原子力規制庁 東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会構成メンバー

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
みやけ ひろえ 三宅 弘恵 (46歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授	2005年 国立大学法人東京大学 助手 (2007年より助教) 2015年 現職
	(他組織委員等) 2005年～ 文部科学省 地震調査研究推進本部 専門委員 2020年～ 原子炉安全専門審査会臨時委員、核燃料安全専門審査会 臨時委員	(他組織委員等) 2009～2021年 文部科学省 科学技術・学術審議会 臨時委員、専門委員 2018～2019年 原子力規制委員会 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム 外部専門家
むた ひとし 牟田 仁 (53歳) ・原子炉 ・自然災害(地震、津波等) ・原子力以外の産業における安全 ・原子炉の安全に関連する分野	東京都市大学大学院総合理工学研究科 准教授	1990年 株式会社東芝
	(他組織委員等) 2019年～ 原子力規制庁・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会委員	2009年 独立行政法人原子力安全基盤機構
	2018年～ 原子力規制庁・シビアアクシデント技術評価検討会委員 2018年～ 鳥取県・原子力安全顧問	2013年 現職

(敬称略、50音順)

1:「年齢」は任命時(令和3年7月1日)における年齢。

2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野を踏まえ、候補者が記載したもの。

核燃料安全専門審査会審査委員候補者略歴

令和 3 年 5 月 1 2 日
原子力規制庁

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
きりしま あきら 桐島 陽 (44 歳) ・核燃料物質 ・放射性廃棄物	国立大学法人東北大学多元物質 科学研究所 教授	2004 年 日本原子力研究所物質科学 研究部 博士研究員 2005 年 東北大学多元物質科学研 究所 助手 2013 年 東北大学多元物質科学研 究所 准教授 2019 年 現職
	(他組織委員等) 2014 年～ 日本原子力研究開発 機構 バックエンド 対策研究開発・評価 委員会 委員 2015 年～ 原子力発電環境整備 機構 技術アドバイ ザリー委員会 委員 2015 年～ 原子力損害賠償・廃 炉等支援機構 廃棄 物対策専門委員会 委員 2018 年～ 日本原子力研究開発 機構 東海再処理施 設技術検討会議 委 員	(他組織委員等) 2014～2015 年 日本原子力学会 福 島第一原子力発電所 事故により発生する 放射性廃棄物の処 理・処分特別専門委 員会委員 2015～2016 年 原子力損害賠償・廃 炉等支援機構 参与

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
小菅 厚子 <small>こすが あつこ</small> 小菅 厚子 (44歳) ・原子力以外の産業における安全	公立大学法人大阪府立大学大学院理学系研究科 准教授	2002年 (株)村田製作所 正社員 2003年 大阪大学大学院工学研究科 COE 特任教員 2007年 日本学術振興会特別研究員 (PD) 2010年 大阪府立大学 21世紀科学研究機構 特別講師 2017年 現職
高木 郁二 <small>たかぎ いくじ</small> 高木 郁二 (60歳) ・核燃料物質 ・放射性廃棄物 ・放射線	国立大学法人京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻 教授	1994年 京都大学助教授 2008年 京都大学教授(現職) (他組織委員等) 2009～2011年 内閣府 原子力安全委員会専門委員 2012～2013年 原子力規制庁 特定原子力施設監視・評価検討会委員 2018～2019年 日本原子力研究開発機構 燃料材料技術専門委員会委員
中村 武彦 <small>なかむら たけひこ</small> 中村 武彦 (61歳) ・核燃料物質 ・原子炉	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門副部門長 兼 安全研究センター センター長	2003年 原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課基準班長 2005年 日本原子力研究所主任研究員 2009年 日本原子力研究開発機構 NSRR 原子炉主任技術者 2019年 現職 (他組織委員等) 2013年 原子力規制庁 核燃料施設等の新規制基準に関する検討チームメンバー

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
にしざわ まりこ 西澤 真理子 (52歳) ・人的、組織的 要因(ヒュー マンファクタ ー、品質保証 等)	株式会社リテラシー(リテラジ ヤパン)代表取締役	1994年 テュフ ラインランドジャパ ン株式会社 製品安全コン サルタント
	(他組織委員等) 2008年～ 総務省 生体電磁 環境に関する検討 会委員会 委員 2009年～ 電力中央研究所 研 究倫理委員会委員 2013年～ 厚生労働省 薬 事・食品衛生審議 会医療機器・再生 医療等製品安全対 策部会委員 2015年～ 科学技術振興機構 大学発ベンチャー プログラム評価委 員 2017年～ 日本学術会議連携委 員	2000年 ドイツ・バーデンビュルテン ブルク州技術アセスメント センター客員研究員(ドイツ 学術交流会(DAAD)国費博士 奨学生) 2002年 アレクサンダー・フォン・フ ンボルト財団 PD 国費研究員 2004年 シュトゥットガルト大学社 会学部環境技術社会学科プ ロジェクトリーダー 2006年 現職 2011年 福島県飯舘村アドバイザー・ 村民復興会議メンバー 2016年 IAEA(国際原子力機関) パ ブリックコミュニケーション ・コンサルタント 2018年 IAEA パブリックコミュニケ ーション・コンサルタント

氏名 (年齢 ¹) 主たる専門分野 ²	現職	主な職歴
みやけ ひろえ 三宅 弘恵 (46歳) ・自然災害(地震、津波等)	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授	2005年 国立大学法人東京大学 助手(2007年より助教) 2015年 現職
	(他組織委員等) 2005年～ 文部科学省 地震調査研究推進本部 専門委員 2020年～ 原子炉安全専門審査会臨時委員、核燃料安全専門審査会 臨時委員	(他組織委員等) 2009～2021年 文部科学省 科学技術・学術審議会 臨時委員、専門委員 2018～2019年 原子力規制委員会 震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム 外部専門家

(敬称略、50音順)

1:「年齢」は任命時(令和3年7月1日)における年齢。

2:「主たる専門分野」とは、平成25年度第41回原子力規制委員会(平成26年2月5日)資料1「原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の設置について」における「原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野」に示された分野を踏まえ、候補者が記載したもの。

平成 25 年度第 41 回原子力規制委員会 資料 1 (抜粋)

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会委員を選定する分野

原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会の委員は、以下に示す分野のうちから選定するものとする。なお、両審査会に調査審議を指示する事項を踏まえ、必要に応じ、委員を選定する分野を追加する。

原子炉安全専門審査会

- ・ 原子炉
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、原子炉の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

核燃料安全専門審査会

- ・ 核燃料物質
- ・ 放射性廃棄物
- ・ 放射線
- ・ 自然災害（地震、津波等）
- ・ 人的、組織的要因（ヒューマンファクター、品質保証等）
- ・ 原子力以外の産業における安全
- ・ その他、核燃料、廃棄物の安全に関連する分野（核セキュリティを含む）

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抜粋）

（審議会等）

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

（原子炉安全専門審査会）

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 審査委員の任期は、二年とする。

5 審査委員は、再任されることができる。

第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（核燃料安全専門審査会）

第十八条 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。
- 2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十九条第一項の政令で定める員数は、二十人とする。
- 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
 - 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員(以下「審査委員等」という。)の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

原子力事業者(原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者(独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。))をいう。以下同じ。)の役員又は従業者である者

原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者

原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者

任命前の3年間（3.の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、 から までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2.の「原子力事業者」、の「子会社」、の「団体」及びの「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者

任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

< 欠格要件について >

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. から までのいずれにも該当しません。

< 報酬等の受領の有無等について >

(A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. 及び のいずれにも該当しません。

(B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. 又は のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

(様式1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

任命前の3年間 1における同一の原子力事業者等 2からの1年度あたり50万円以上の報酬等 3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
有 無		年度

- 1:「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。
- 2:「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. の「原子力事業者」の「子会社」の「団体」及びの「原子炉設備メーカー」をいいます。
- 3:「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

- 1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附 4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名 5	用途	金額
有 無		年度			

- 2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究 6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名 5	用途	金額
有 無		年度	委託・請負 共同研究			

- 4:「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。
- 5:「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。
- 6:「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)